

庄内町告示第75号

令和5年度庄内町農業再生協議会助成金交付要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

庄内町長 富 樫 透

令和5年度庄内町農業再生協議会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、需要に応じた米生産の推進に関する要領（平成26年4月1日付け25生産第3578号農林水産省生産局長通知）に基づき、米の需給調整を行う庄内町農業再生協議会（以下「協議会」という。）に対し予算の範囲内で令和5年度庄内町農業再生協議会助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成金の交付対象となる事業（次条及び第7条において「助成対象事業」という。）は、協議会が行う米の需給調整に係る事業とする。

(助成対象経費及び助成金の額)

第3条 助成金の交付対象となる経費は、助成対象事業に要する次に掲げる経費とする。

- (1) 会議費（茶菓代以外の飲食費を除く。）
- (2) 謝礼
- (3) 報償費
- (4) 旅費
- (5) 印刷製本費
- (6) 消耗品費
- (7) 燃料費
- (8) 通信運搬費
- (9) 借料
- (10) 損料及び備品費
- (11) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める経費

2 助成金の額は、90万円以内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第4条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）

(実績報告)

第5条 規則第13条に規定する別に定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第1号）

(2) 収支精算書（様式第2号）

（概算払）

第6条 町長は、必要があると認めるときは、助成金の概算払をすることができる。

2 規則第5条第1項の規定による補助金の交付の決定を受けた協議会は、前項の規定による助成金の概算払を受けようとするときは、令和5年度庄内町農業再生協議会助成金概算払請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

（帳簿の備付等）

第7条 協議会は、規則第20条第1項に規定する助成対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びにその証拠書類を、当該助成対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整理保管しておかなければならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条、第5条関係）

事業計画（実績）書

1 目的	
2 事業内容	
3 事業費等 （その他）	

様式第2号（第4条、第5条関係）

収支予算（精算）書

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	付 記
	円	
計	円	

様式第3号（第6条関係）

令和5年度庄内町農業再生協議会助成金概算払請求書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住 所  
団体名  
代表者氏名

年 月 日付け第 号をもって交付の決定の通知のあった令和5年度庄内町農業再生協議会助成金について、令和5年度庄内町農業再生協議会助成金交付要綱第6条第2項の規定により、下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 概算払請求額 円
- 3 概算払を必要とする理由

4 振 込 先

金融機関名		店 名	
種 目	普通	・ 当座	・ その他（ ）
口座番号			
フリガナ			
口座名義人			